|5月11日月|~20日例は春の全国交通安全運動期間です。





交通防犯課

TEI 775 - 5138 • FAX 775 - 9927

進学や就職、異動などで人の動きが活発になる春は、土地に不慣れな運転者も増える時期です。 一人一人が交通ルールを守り、正しいマナーを実践し、事故に遭わないよう、また起こさないよ う十分に注意しましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

子どもたちを交通事故から守ろう

子どもの事故を防ぐために、家庭・学 校・地域の大人が手本となって、交通 ルールを繰り返し教えましょう。

高齢者にやさしい交通社会をつくろう

交通事故死者数のうち、高齢者の割合 が約半数を占めています。運転中や自転 車乗用中に高齢者を見かけたら、思いや りのある対応を心がけましょう。

全国重点 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)/全ての座 席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底/飲酒運転の根絶

県 重 点 高齢者の自転車乗用中の交通事故防止

市重点 新入学(園)児の交通事故防止





上尾市自転車の安全な利用に関する条例」の施設

4月1日から自転車に関する安全な利用条例が施行されました。この条例は行 政、市民、自転車小売業者、自転車利用者それぞれの責任を明確にし、自転車 の安全な利用に関する施策を総合的・計画的に進め、交通安全の推進を図るこ とを目的としています。

【それぞれの責務】

●行政(上尾市)

自転車小売業者などと連携・協 力して、自転車の安全な利用の促 進について総合的な施策を実施し ます。また自転車の安全な利用に 関する次の事を行います。 車利用者や小・中学校の児童・生 徒に対する教育/広報・啓発活動 /毎月10日を自転車安全利用の 日と定め、自転車の安全な利用に ついての理解と関心を深める

●市民

交通ルール・マナーを積極的に学 び、自転車の安全な利用についての 理解を深め、自主的に取り組んでい くよう努めましょう。

●自転車小売業者

店舗の利用者に自転車の安全な 利用や点検整備などについて適切 な助言を行い、自転車損害保険など

●自転車利用者

車両の運転者としての責任を 自覚し、道路交通法その他の自 転車の利用に関する法令の規定 を遵守し、自転車を安全に利用 しましょう。【具体例】利用する 自転車の定期的な点検や整備/ 自転車損害保険などへの加入/ 防犯登録を受ける/盗難防止の 施錠・ひったくり防止のカバー 装着などの防犯対策

の必要性を説明し加入を促します。



委嘱状を掲げる山本前上尾警察署長(左)とアッピー、島村市長

-が交通安全広報大使に!

2月10日、「上尾市交通安全広報大使委嘱式」が行われ、 アッピーが大使に委嘱されました。委嘱式ではアッピーから の決意表明(職員による代読)も行われ、上尾市を「交通死亡事 故0(ゼロ)の街」にするため、全力で取り組むことを誓いまし た。今後は交通安全運動や街頭キャンペーンにアッピーが参 加し、市民の皆さんに交通安全を呼び掛けていきます。委嘱 期間は、平成27年12月31日までです。